

二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応
及び協力に関する議定書

二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書

この議定書の締約国は、

千九百九十年十一月三十日にロンドンで作成された油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の締約国として、

千九百九十年の油による汚染に係る準備及び対応のための国際協力に関する会議において、危険物質及び有害物質を含めるために千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の適用範囲を拡大することに関する決議第十号が採択されたことを考慮し、

特に、国際海事機関が千九百九十年の油による汚染に係る準備及び対応のための国際協力に関する会議の決議第十号に従って、すべての関係する国際機関との協力の下に、危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力のすべての側面に関する作業を強化したことを考慮し、

環境に関する国際法の一般原則である「汚染者負担」の原則を考慮し、

国際海事機関の政策に予防的な取組方法を取り入れるための戦略の策定に留意し、

危険物質及び有害物質による汚染事件が発生した際にそのような事件から生ずるおそれのある損害を最小のものとするため、迅速かつ効果的な措置をとることが不可欠であることに留意して、

次のとおり協定した。

第一条 一般規定

- (1) 締約国は、危険物質及び有害物質による汚染事件について準備し、及び対応するため、この議定書及びその附属書の規定に従い、単独で又は共同してすべての適当な措置をとることを約束する。
- (2) この議定書の附属書は、この議定書の不可分の一部を成すものとし、「この議定書」というときは、附属書を含めていうものとする。
- (3) この議定書は、軍艦、軍の補助艦又は国が所有し若しくは運航する他の船舶であつて政府の非商業的業務にのみ使用しているものについては、適用しない。ただし、締約国は、自国が所有し、又は運航するこれらの船舶の運航又は運航能力を阻害しないような適当な措置をとることにより、これらの船舶が合理的かつ実行可能である限りこの議定書に即して行動することを確保する。

第二条 定義

この議定書の適用上、

- (1) 「危険物質及び有害物質による汚染事件」（以下「汚染事件」という。）とは、危険物質及び有害物質の排出、流出又は放出を伴い、又は伴うおそれのある事態その他同一の原因による一連の事態（火災又は爆発を含む。）であつて、海洋環境又は一若しくは二以上の国の沿岸若しくは関係利益を脅かし、又は脅かすおそれがあり、かつ、緊急措置その他の速やかな対応を必要とするものをいう。
- (2) 「危険物質及び有害物質」とは、油以外の物質であつて、海洋環境への排出が人の健康に危険をもたらす、生物資源及び海洋生物に害を与え、海洋の快適性を損ない、又は他の適法な海洋の利用を妨げるおそれのあるものをいう。
- (3) 「海港並びに危険物質及び有害物質の取扱施設」とは、危険物質及び有害物質の船舶への積み込み又は船舶からの取卸しが行われる港又は施設をいう。
- (4) 「機関」とは、国際海事機関をいう。
- (5) 「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。
- (6) 「OPRC条約」とは、千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約をい

う。

第三条 緊急計画及び通報

- (1) 締約国は、自国を旗国とする船舶に対し、汚染事件に関する緊急計画を当該船舶内に備えることを要求するとともに、当該船舶の船長又は当該船舶に責任を有する船長以外の者に対し、必要とされる範囲の通報に関する手続に従うことを要求する。当該緊急計画に関する要求及び当該通報に関する手続は、機関において作成された条約の関係する規定であつて、当該締約国について効力を生じているものに従う。浮体式生産・貯蔵・取卸施設及び浮体式貯蔵施設を含む沖合施設内に備える汚染事件に関する緊急計画は、国内法令又は企業の環境管理体制に従つて取り扱われるべきであり、この条の規定は、当該緊急計画については、適用しない。

- (2) 締約国は、自国の管轄の下にある適当と認める海港並びに危険物質及び有害物質の取扱施設に責任を有する当局又は管理者に対し、次条の規定に従つて確立する国家的な体制に適合するように調整された適当と認める汚染事件に関する緊急計画又は危険物質及び有害物質のためのこれに類似する規程であつて、自国の権限のある当局が定める手続に従つて承認されたものを備えることを要求する。

- (3) 締約国の適当な当局は、汚染事件を知ったときは、当該汚染事件によってその利益が影響を受けるおそれのある他の国に通報する。

第四条 準備及び対応のための国家的及び地域的な体制

- (1) 締約国は、汚染事件に迅速かつ効果的に対応するための国家的な体制を確立する。この体制は、少なくとも次の要件を満たすものとする。

(a) 次に掲げる組織を指定すること。

(i) 汚染事件に係る準備及び対応について責任を有する自国の権限のある当局

(ii) 自国の業務上の窓口

(iii) 援助を要請し、又は要請された援助の提供を決定することについて自国を代表する権限を有する一の当局

(b) 準備及び対応のための国家的な緊急時計画（機関が作成した指針を考慮に入れたもの）であって、関係を有する各種の団体（公的なものであるか私的なものであるかを問わない。）の相互の関係について定めるものを有すること。

- (2) 締約国は、更に、可能な範囲内で、個々に又は二国間若しくは多数国間の協力を通じ、適当な場合には海運業界、危険物質及び有害物質を取り扱う業界、港湾当局その他の関係団体の協力を得て、次のことを行う。
- (a) 汚染事件に対応するために事前に配置されるべき最低限必要な資材（関係する危険に応じたもの）の水準を定め、及び当該資材の使用に係る計画を作成すること。
 - (b) 汚染事件に対応する組織及び関係する人員の訓練に関する計画を作成すること。
 - (c) 汚染事件への対応に関する詳細な計画を作成し、及び当該対応に係る通信手段を確立すること。この通信手段は、常に利用可能なものとすべきである。
 - (d) 汚染事件への対応を調整する仕組み又は取決めであつて、適当な場合には、必要な資源を調達することができるものを確立すること。
- (3) 締約国は、直接に又は関係地域機関若しくは関係地域取決めを通じ、次の事項に関する最新の情報が機関に提供されることを確保する。
- (a) (1)(a)に掲げる組織の所在地及びその電気通信に関する情報並びに適当な場合には当該組織が責任を有

する区域

- (b) 汚染に対応するための資材並びに汚染事件への対応及び海上における救助に関する分野の専門的知識であつて、他の国の要請に応じて提供することができるもの
- (c) 自国の国家的な緊急時計画

第五条 汚染への対応に関する国際協力

- (1) 締約国は、汚染事件が重大なものである場合には、影響を受け、又は受けるおそれのある締約国の要請に応じ、自国の能力及び関係する資源の利用可能性の範囲内で、当該汚染事件に対応するために協力し、助言を与え、並びに技術上の支援及び資材を提供することに同意する。これらの援助に関する費用の負担については、この議定書の附属書に定めるところによる。

- (2) 援助を要請した締約国は、(1)に規定する費用を負担するための資金の暫定的な調達先を特定するに当たって機関に援助を要請することができる。

- (3) 締約国は、適用のある国際協定に従い、次のことを円滑にするために必要な立法上又は行政上の措置をとる。

(a) 汚染事件に対応するため、又はその対応に必要な人員、貨物、物資及び資材を輸送するために使用される船舶、航空機その他の輸送手段の自国の領域への到着、自国の領域における使用及び自国の領域からの出国

(b) (a)に規定する人員、貨物、物資及び資材の自国の領域への迅速な入国又は搬入、自国の領域の迅速な通過及び自国の領域からの迅速な出国又は搬出

第六条 研究開発

(1) 締約国は、汚染事件に係る準備及び対応に関する最新の技術（特に、監視、包囲、回収、拡散、浄化その他汚染事件の影響を最小のものとどめ、又は緩和する方法に関する技術及び原状回復に関する技術）の向上に関する研究開発計画を促進し、及びその成果を交換するため、直接に又は適当な場合には機関、関係地域機関若しくは関係地域取決めを通じて協力することに同意する。

(2) このため、締約国は、直接に又は適当な場合には機関、関係地域機関若しくは関係地域取決めを通じて締約国の研究機関の間の必要な連携を確立することを約束する。

(3) 締約国は、直接に又は機関、関係地域機関若しくは関係地域取決めを通じ、適当な場合には、関係事項

(特に、汚染事件に対応するための技術及び資材の改良) についての国際的なシンポジウムの定期的な開催を促進するため、協力することに同意する。

- (4) 締約国は、機関その他権限のある国際機関を通じ、危険物質及び有害物質による汚染に対応するための技術及び資材を相互に利用可能なものとするための基準の作成を奨励することに同意する。

第七条 技術協力

- (1) 締約国は、直接に又は機関その他の国際的な組織を通じ、汚染事件に係る準備及び対応に関し、適当な場合には、次のことに関する技術援助を要請する締約国に対して支援を行うことを約束する。

- (a) 人員を訓練すること。
- (b) 関係する技術、資材及び施設を利用することができることを確保すること。
- (c) 汚染事件に係る準備及び対応のためのその他の措置の採用を促進すること。
- (d) 共同の研究開発計画を開始すること。

- (2) 締約国は、汚染事件に係る準備及び対応に関する技術の移転につき、自国の法令及び政策に従って積極的に協力することを約束する。

第八条 準備及び対応に関する二国間及び多数国間の協力の促進

締約国は、汚染事件に係る準備及び対応に関する二国間又は多数国間の協定を締結するよう努める。これらの協定の写しは、機関に送付される。機関は、締約国の要請に応じて当該写しを提供すべきである。

第九条 他の条約及び協定との関係

この議定書のいかなる規定も、他の条約又は国際協定に基づく締約国の権利又は義務を変更するものと解してはならない。

第十条 制度上の措置

(1) 締約国は、機関に対し、次のことを行う任務を与える。ただし、機関が同意し、かつ、その活動を維持するために十分な資源が利用可能である場合に限り。

(a) 情報に関する役務

(i) 締約国が提供する情報及び他の情報源が提供する関連情報を受領し、取りまとめ、及び要請に応じて公表すること。

(ii) 費用を負担するための資金の暫定的な調達先を特定するに当たって援助を提供すること。

- (b) 教育及び訓練
 - (i) 汚染事件に係る準備及び対応に関する分野における訓練を促進すること。
 - (ii) 国際的なシンポジウムの開催を促進すること。
- (c) 技術上の役割
 - (i) 研究開発に関する協力を促進すること。
 - (ii) 汚染事件への対応に関する国家的又は地域的な能力を確立しようとしている国に助言を与えること。
- (iii) 締約国が提供する情報及び他の情報源が提供する関連情報を分析し、並びに各国に助言を与え、又は情報を提供すること。
- (d) 技術援助
 - (i) 汚染事件への対応に関する国家的又は地域的な能力を確立しようとしている国に対する技術援助の提供を促進すること。
 - (ii) 重大な汚染事件に直面している国の要請に基づく技術援助及び助言の提供を促進すること。

- (2) 機関は、この条に規定する活動を行うに当たり、単独で又は地域取決めを通じ、汚染事件に係る準備及び対応に関する各国の能力を強化するよう努める。この場合において、機関は、各国の経験、地域的な協定及び産業上の制度を利用し、並びに開発途上国の必要性に特別の考慮を払う。
- (3) この条の規定は、機関が作成し及び常時検討する計画に従って実施する。

第十一条 議定書の評価

締約国は、機関において、この議定書の目的に照らし、並びに特に協力及び援助の基礎となる原則を考慮して、この議定書の有効性を評価する。

第十二条 改正

- (1) この議定書は、(2)又は(3)のいずれかの手続に従って改正することができる。
- (2) 機関における審議の後の改正
 - (a) 締約国の提案する改正案は、機関に提出するものとし、事務局長は、審議の少なくとも六箇月前に、当該改正案を機関のすべての加盟国及びすべての締約国に送付する。
 - (b) (a)の規定により提案され、かつ、送付された改正案は、審議のため機関の海洋環境保護委員会に付託

される。

(c) 締約国は、機関の加盟国であるか否かを問わず、海洋環境保護委員会の審議に参加する権利を有する。

(d) 改正案は、出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択される。

(e) (d)の規定に従って採択された改正は、受諾のため、事務局長によりすべての締約国に送付される。

(f)(i) この議定書のいずれかの規定又は附属書の改正は、締約国の三分の二が事務局長に対し受諾の通告を行った日に受諾されたものとみなされる。

(ii) 付録の改正は、海洋環境保護委員会が(d)の規定に従って当該改正を採択する際に決定する期間（十箇月以上とする。）を経過した日に受諾されたものとみなされる。ただし、当該期間内に三分の一以上の締約国が事務局長に対し異議を通告した場合は、この限りでない。

(g)(i) (f)(i)の規定により受諾されたこの議定書のいずれかの規定又は附属書の改正は、事務局長に対し受諾の通告を行った締約国について、当該改正が受諾されたものとみなされる日の後六箇月で効力を生ずる。

- (ii) (f)(ii)の規定により受諾された付録の改正は、すべての締約国について、当該改正が受諾されたものとみなされる日の後六箇月で効力を生ずる。ただし、同日前に異議を通告した締約国については、この限りでない。締約国は、事務局長に対して通告を行うことにより、先に通告した異議をいつでも撤回することができる。
- (3) 会議による改正
- (a) 事務局長は、いずれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合には、この議定書の改正について審議するため、締約国会議を招集する。
 - (b) 事務局長は、締約国会議において出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択された改正を、受諾のため、すべての締約国に送付する。
 - (c) 改正は、締約国会議において別段の決定が行われない限り、(2)(f)及び(g)に定めるところにより、受諾されたものとみなされ、かつ、効力を生ずる。
- (4) 附属書又は付録を追加するための改正は、附属書の改正について適用される手続に従って採択され、及び効力を生ずる。

- (5) 次の締約国は、次の(a)から(c)までに規定する改正の適用上、非締約国として取り扱われる。この取扱いは、(2)(f)(i)の規定による受諾の通告又は(2)(g)(ii)の規定による異議の撤回が行われた際に終了する。
 - (a) (2)(f)(i)の規定によるこの議定書のいずれかの規定又は附属書の改正を受諾しなかった締約国
 - (b) (4)の規定による附属書又は付録を追加するための改正を受諾しなかった締約国
 - (c) (2)(f)(ii)の規定による付録の改正に異議を通告した締約国
- (6) 事務局長は、この条の規定に基づいて効力を生ずる改正及びその効力発生の日をすべての締約国に通報する。
- (7) この条の規定に基づく改正に係る受諾、異議又は異議の撤回は、事務局長への書面による通告によって行われるものとし、事務局長は、当該通告及びその受領の日を締約国に通報する。
- (8) 付録には、技術的な性質を有する規定のみを定める。
 - 第十三条 署名、批准、受諾、承認及び加入
- (1) この議定書は、機関の本部において、二千年三月十五日から二千年三月十四日までは署名のため、その後には加入のため、開放しておく。OPRC条約の締約国であるいずれの国も、次のいずれかの方法に

よってこの議定書の締約国となることができる。

- (a) 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。
- (b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し、又は承認すること。
- (c) 加入すること。

- (2) 批准、受諾、承認又は加入は、これらのための文書を事務局長に寄託することによって行う。

第十四条 二以上の法制を有する国

- (1) この議定書が対象とする事項に関してそれぞれ異なる法制が適用される二以上の地域をその領域内に有するOPRC条約の締約国は、署名、批准、受諾、承認又は加入の時に、この議定書をOPRC条約が適用されている自国の領域内のすべての地域について適用するか又は一若しくは二以上の地域についてのみ適用するかを宣言することができるものとし、また、別の宣言を行うことによりいつでもこの宣言を修正することができる。

- (2) (1)に規定するいかなる宣言も、寄託者に対し書面により通報されるものとし、この議定書が適用される地域を明示する。修正のための宣言を行う場合には、この議定書が新たに適用される地域及びその適用が

有効となる日を明示する。

第十五条 効力発生

- (1) この議定書は、十五以上の国が第十三条に定めるところにより批准、受諾若しくは承認を条件とするこ
となく署名し、又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した日の後十二箇月で効力を生ずる。
- (2) この議定書の効力発生のための要件が満たされた日からこの議定書の効力発生の日までの間にこの議定
書の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した国については、その批准、受諾、承認又は加入は、こ
の議定書の効力発生の日又は当該文書の寄託の日の後三箇月を経過した日のいずれか遅い日に効力を生ず
る。
- (3) この議定書の効力発生の日後にこの議定書の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した国につい
ては、この議定書は、当該文書の寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。
- (4) この議定書の改正が第十二条の規定に従って受諾されたものとみなされる日の後に寄託される批准書、
受諾書、承認書又は加入書は、改正された議定書に係るものとする。

第十六条 廃棄

- (1) 締約国は、自国についてこの議定書の効力が生じた日から五年を経過した後は、いつでもこの議定書を廃棄することができる。
 - (2) 廃棄は、事務局長への廃棄書の送付によって行われる。
 - (3) 廃棄は、事務局長が廃棄書を受領した後十二箇月で、又は廃棄書に明記されたこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。
 - (4) 締約国は、OPRC条約を廃棄することにより、当然にこの議定書も廃棄する。
- 第十七条 寄託者
- (1) この議定書は、事務局長に寄託する。
 - (2) 事務局長は、次のことを行う。
 - (a) すべての署名国又は加入国に対して次の事項を通報すること。
 - (i) 新たに行われた署名又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託及びその署名又は寄託の日
 - (ii) 第十四条の規定に基づき行われる宣言
 - (iii) この議定書の効力発生の日

- (iv) この議定書の廃棄書の寄託、その受領の日及びその廃棄が効力を生ずる日
- (b) すべての署名国又は加入国の政府に対し、この議定書の認証謄本を送付すること。
- (3) 寄託者は、この議定書が効力を生じたときは直ちに、国際連合憲章第百二条の規定に従い、この議定書の認証謄本を登録及び公表のため国際連合事務総長に送付する。

第十八条 言語

この議定書は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千年三月十五日にロンドンで作成した。

附属書 援助に係る費用の償還

- (1) (a) 汚染事件の発生に先立ち、汚染事件に対応するための締約国の措置に係る費用の負担について定める協定が二国間又は多数国間で締結されていない場合には、締約国は、次の(i)又は(ii)の規定により、汚染に対応するためにとられた措置に係る費用を負担する。
 - (i) 締約国が他の締約国の明示の要請に応じて措置をとった場合には、援助を要請した締約国（以下「要請国」という。）は、援助を提供した締約国（以下「提供国」という。）に対し、当該措置に係る費用を償還する。要請国は、その要請をいつでも撤回することができる。この場合には、提供国が既に負担した又は負担することとなる費用については、要請国が負担する。
 - (ii) 締約国が自己の発意で措置をとった場合には、当該措置に係る費用については、当該締約国が負担する。
- (b) (a)に定める原則は、関係する締約国が個々の事案において別段の合意をする場合には、適用されない。

- (2) 提供国が要請国の要請に応じてとった措置に係る費用は、別段の合意がある場合を除くほか、そのような費用の償還に関する提供国の法令及びその時の慣行に従って公正に計算される。
- (3) 要請国及び提供国は、適当な場合には、賠償及び補償の請求に関する手続を終了させることについて協力する。このため、要請国及び提供国は、既存の法制度に十分な考慮を払う。このようにして終了した手続の成果として援助の実施に関する活動に要した費用の全額について賠償又は補償が行われない場合には、要請国は、提供国に対し、賠償若しくは補償が行われた額を超える費用の償還の請求を放棄し、又は(2)の規定に従って計算された費用の額を減額するよう要請することができる。また、要請国は、当該費用の償還の延期を要請することができる。提供国は、これらの要請を検討するに当たり、開発途上国の必要性に十分な考慮を払う。
- (4) この議定書の規定は、いかなる意味においても、汚染又はその脅威に対応するための措置に係る費用を締約国が第三者から回収する権利であって国内法及び国際法の他の関係する規定及び規則に基づくものを害するものと解してはならない。